

加東市地域防災計画【資料編】(案) 新旧対照表

1 条例関係 (略)

2 災害危険箇所関係

2-1 重要水防箇所一覧

1 国土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	200	25.50_~25.70_km	西古瀬	越水(溢水)	A		—
	左	200	25.70_~25.90_km	西古瀬	越水(溢水)	B	無堤区間	—
	左	200	25.90_~26.10_km	西古瀬	越水(溢水)	A	無堤区間	—
	左	600	26.10_~26.70_km	西古瀬	越水(溢水)	B	無堤区間	—
	左	1ヶ所	26.87_km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	—
	—	1ヶ所	27.80km	大門	工作物	B	大門橋_____	—
	左	200	27.90_~28.10_km	大門	越水(溢水)	A		—
	左	200	28.10_~28.30_km	大門	越水(溢水)	B	無堤区間	—
	左	100	28.00_~28.10_km	大門	水衝・洗掘	A		—
	左	200	30.10_~30.30_km	野村	越水(溢水)	B		—
	左	200	30.70_~30.90_km	貝原	越水(溢水)	B		—
	—	1ヶ所	30.70_km	貝原	工作物	B	福田橋_____	—
	左	200	30.90_~31.10_km	貝原	越水(溢水)	A		—
	左	200	31.10_~31.30_km	貝原	越水(溢水)	B		—
	左	800	31.30_~32.10_km	西垂水	越水(溢水)	A		—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	左	100	31.80_~31.90_km	西垂水	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (31.8k+40m)	—

1 条例関係 (略)

2 災害危険箇所関係

2-1 重要水防箇所一覧

1 国土交通省（姫路河川国道事務所）直轄

(1) 加古川左岸

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	左	200	25.50 <u>0</u> ~25.70 <u>0</u> km	西古瀬	越水(溢水)	A		<u>48</u>
	左	200	25.70 <u>0</u> ~25.90 <u>0</u> km	西古瀬	越水(溢水)	B	無堤区間	<u>49</u>
	左	200	25.90 <u>0</u> ~26.10 <u>0</u> km	西古瀬	越水(溢水)	A	無堤区間	<u>50</u>
	左	600	26.10 <u>0</u> ~26.70 <u>0</u> km	西古瀬	越水(溢水)	B	無堤区間	<u>52</u>
	左	1ヶ所	26.87 <u>0</u> km	西古瀬	工作物	A	西古瀬樋門	<u>53</u>
	—	1ヶ所	27.80 <u>0</u> km	左岸: 大門 右岸: 小野市 青野ヶ原町	工作物	B	大門橋(S11)	<u>54</u>
	左	200	27.90 <u>0</u> ~28.10 <u>0</u> km	大門	越水(溢水)	A		<u>56</u>
	左	200	28.10 <u>0</u> ~28.30 <u>0</u> km	大門	越水(溢水)	B	無堤区間	<u>57</u>
	左	100	28.00 <u>0</u> ~28.10 <u>0</u> km	大門	水衝・洗掘	A		<u>58</u>
	左	200	30.10 <u>0</u> ~30.30 <u>0</u> km	野村	越水(溢水)	B		<u>62</u>
	左	200	30.70 <u>0</u> ~30.90 <u>0</u> km	貝原	越水(溢水)	B		<u>64</u>
	—	1ヶ所	30.70 <u>0</u> km	左岸: 貝原 右岸: 河高	工作物	B	福田橋(S31)	<u>65</u>
	左	200	30.90 <u>0</u> ~31.10 <u>0</u> km	貝原	越水(溢水)	A		<u>67</u>
	左	200	31.10 <u>0</u> ~31.30 <u>0</u> km	貝原	越水(溢水)	B		<u>70</u>
	左	<u>200</u>	31.30 <u>0</u> ~ <u>31.500</u> km	西垂水	越水(溢水)	A		<u>71</u>
	左	<u>200</u>	<u>31.500</u> ~ <u>31.700</u> km	西垂水	越水(溢水)	B		<u>72</u>
	左	<u>400</u>	<u>31.700</u> ~ <u>32.100</u> km	西垂水	越水(溢水)	A		<u>73</u>
	左	100	31.80 <u>0</u> ~31.90 <u>0</u> km	西垂水	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (31.8k+40m)	<u>74</u>

重要水防箇所変更に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

左	100	31.90_~32.00_km	河高	水衝・洗掘	A		—
左	200	32.10_~32.30_km	河高	越水（溢水）	B		—
左	800	32.50_~33.30_km	穂積	越水（溢水）	A	無堤区間	—
左	100	32.80_~32.90_km	穂積	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (32.8k)	—
左	1,000	33.30_~34.30_km	北野	越水（溢水）	B	無堤区間	—
—	1ヶ所	33.80_km	北野	工作物	B	滝野大橋	—
—	1ヶ所	34.60_km	新町	工作物	B	滝見橋	—
左	100	35.20_~35.00_km	多井田	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (35.2k+90m)	—
左	800	35.30_~36.10_km	多井田	越水（溢水）	A	無堤区間	—
左	100	36.30_~36.40_km	西脇市 高松町	越水（溢水）	B		—

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

(2) 加古川右岸

重要水防箇所								
河川	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	右	200	30.70_~30.90_km	河高	越水（溢水）	A	無堤区間	—
	右	1,000	30.90_~31.90_km	河高	越水（溢水）	B		—
	右	1,600	31.00_~32.60_km	河高	堤体漏水	B		—
	右	1,600	31.00_~32.60_km	河高	基礎地盤漏水	B		—
	右	800	31.90_~32.70_km	河高	越水（溢水）	A		—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—	—	—	—	—	—	—
	右	1,600	33.70_~35.30_km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	—
	右	600	35.50_~36.10_km	上滝野	越水（溢水）	B	無堤区間	—
	右	200	36.10_~36.30_km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	—
	右	100	36.30_~36.40_km	西脇市 板波町	越水（溢水）	B	無堤区間	—

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

<改 正 後>

左	100	31.90_~32.00km	河高	水衝・洗掘	A		<u>75</u>
左	200	32.10_~32.30km	河高	越水（溢水）	B		<u>78</u>
左	800	32.50_~33.30km	穂積	越水（溢水）	A	無堤区間	<u>80</u>
左	100	32.80_~32.90km	穂積	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (32.8k)	<u>82</u>
左	1,000	33.30_~34.30km	北野	越水（溢水）	B	無堤区間	<u>83</u>
—	1ヶ所	33.80km	左岸：北野 右岸：下滝野	工作物	B	滝野大橋 (S32)	<u>85</u>
—	1ヶ所	34.60km	左岸：新町 右岸：上滝野	工作物	B	滝見橋 (R2)	<u>86</u>
左	100	35.20_~35.30km	多井田	堤体漏水	A	目視点検で d 判定 (35.2k+90m)	<u>87</u>
左	<u>800</u>	35.30_~36.10km	多井田	越水（溢水）	A	無堤区間	<u>88</u>
左	100	36.30_~36.40km	西脇市 高松町	越水（溢水）	B	無堤区間	<u>92</u>

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

(2) 加古川右岸

重要水防箇所								
河川	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
加古川	右	<u>200</u>	30.70_~30.90km	河高	越水（溢水）	A	無堤区間	<u>63</u>
	右	<u>1,000</u>	30.90_~31.90km	河高	越水（溢水）	B		<u>66</u>
	右	<u>1,600</u>	31.00_~32.60km	河高	堤体漏水	B		<u>68</u>
	右	<u>1,600</u>	31.00_~32.60km	河高	基礎地盤漏水	B		<u>69</u>
	右	<u>200</u>	31.90_~32.70km	河高	越水（溢水）	A		<u>76</u>
	右	<u>200</u>	<u>32.10_~32.30km</u>	河高	<u>越水（溢水）</u>	<u>B</u>		<u>77</u>
	右	<u>400</u>	<u>32.30_~32.70km</u>	河高	<u>越水（溢水）</u>	<u>A</u>		<u>79</u>
	右	<u>1,000</u>	<u>32.70_~33.70km</u>	下滝野	<u>越水（溢水）</u>	<u>B</u>		<u>81</u>
	右	<u>1,600</u>	33.70_~35.30km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	<u>84</u>
	右	<u>600</u>	35.50_~36.10km	上滝野	越水（溢水）	B	無堤区間	<u>89</u>
	右	<u>200</u>	36.10_~36.30km	上滝野	越水（溢水）	A	無堤区間	<u>90</u>
	右	<u>100</u>	36.30_~36.40km	西脇市 板波町	越水（溢水）	B	無堤区間	<u>91</u>

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

<修正理由>

重要水防箇所変更に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

(3) 東条川

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
東条川	右	300	0.00_~0.30_km	西古瀬	越水（溢水）	A	合流点、無堤区間	1
	右	100	0.40_~0.50_km	西古瀬	水衝・洗掘	A		2

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

2 県土整備部（加東土木事務所）所管（略）

2-2~2-16（略）

3 情報収集伝達・広報関係

3-1 災害時の広報文例（略）

3-2 関係機関の連絡先一覧

【市】～【指定地方行政機関】（略）

【指定公共団体】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本放送協会 (神戸放送局)	神戸市中央区中山手通2-24-7	078-252-5100
西日本旅客鉄道株式会社 (近畿統括本部)	大阪市淀川区宮原4-3-39	06-6376-6181
日本通運株式会社 (西脇事業所)	西脇市平野町522-5	22-3001
西日本電信電話株式会社 (兵庫支店)	神戸市中央区海岸通11	078-393-9440
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-6	03-5202-9909
株式会社NTTコム関西支社神戸支店	神戸市中央区小野柄通4-1-22	078-231-4399
KDDI株式会社関西総支社	大阪市中央区城見2-2-72	06-7178-9001
ソフトバンク株式会社	大阪市中央区城見1-2-27	06-6949-5004
関西電力送配電株式会社 (姫路本部) (社配電営業所)	姫路市十二所前町117 社1446-1	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部導管計画チーム)	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-7725
日本郵便株式会社 (社郵便局)	社1738-67	42-2200
西日本高速道路(株) 関西支社	神崎郡福崎町西田原2023	0790-22-4915

(3) 東条川

河川	重要水防箇所							
	岸別	延長m	距離杭	地先名	種別	重要度	備考	地図番号
東条川	右	300	0.00 <u>0</u> ~0.30 <u>0</u> km	西古瀬	越水（溢水）	A	合流点、無堤区間	1
	右	100	0.40 <u>0</u> ~0.50 <u>0</u> km	西古瀬	水衝・洗掘	A		2

※ 重要度は、水防計画（重要水防箇所評定基準）を参照

2 県土整備部（加東土木事務所）所管（略）

2-2 ~2-16（略）

3 情報収集伝達・広報関係

3-1 災害時の広報文例（略）

3-2 関係機関の連絡先一覧

【市】～【指定地方行政機関】（略）

【指定公共団体】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
日本放送協会 (神戸放送局)	神戸市中央区中山手通2-24-7	078-252-5100
西日本旅客鉄道株式会社 (近畿統括本部)	大阪市淀川区宮原4-3-39	06-6376-6181
日本通運株式会社 (西脇事業所)	西脇市平野町522-5	22-3001
NTT西日本株式会社 (兵庫支店)	神戸市中央区海岸通11	078-393-9440
NTTコムシステム株式会社	東京都千代田区内幸町1-1-6	03-5202-9909
株式会社NTTコム関西支社神戸支店	神戸市中央区小野柄通4-1-22	078-231-4399
KDDI株式会社関西総支社	大阪市中央区城見2-2-72	06-7178-9001
ソフトバンク株式会社	大阪市中央区城見1-2-27	06-6949-5004
関西電力送配電株式会社 (姫路本部) (社配電営業所)	姫路市十二所前町117 社1446-1	0800-777-3081
大阪ガスネットワーク株式会社 (兵庫事業部導管計画チーム)	神戸市中央区港島中町4-5-3	078-303-7725
日本郵便株式会社 (社郵便局)	社1738-67	42-2200
西日本高速道路(株) 関西支社	神崎郡福崎町西田原2023	0790-22-4915

重要水防箇所変更に伴う修正

県地域防災計画に伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

(福崎高速道路事務所)		
日本赤十字社 (兵庫県支部)	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889
日本銀行 (神戸支店)	神戸市中央区京町81	078-334-1111

【指定地方公共機関】～【その他関係機関】 (略)

【小学校・中学校・高等学校・大学】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
市立_社小学校	社1550	42-0004
市立_福田小学校	沢部613-1	42-1043
市立_三草小学校	上三草118	42-0221
市立_米田小学校	上久米1693	44-0004
市立_鴨川小学校	平木1308	45-0004
市立滝野東小学校	新町88	48-2037
市立滝野南小学校	高岡949	48-2162
兵庫教育大学附属小学校	山国2013-4	40-2216
市立社中学校	木梨1134-62	42-0152
市立滝野中学校	下滝野761	48-2032
兵庫教育大学附属中学校	山国2007-109	40-2222
市立東条学園小中学校	天神56	47-0024
兵庫県立社高等学校	木梨1356-1	42-2055
国立大学法人兵庫教育大学	下久米942-1	44-2010
北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園	下滝野1283-1	48-3074

3-3～3-9 (略)

## 4 応援協定関係

4-1 主な協定一覧

【市】 (略)

【関係団体等】

加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	H30.11	(福)加東市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営。 TEL 42-2006
緊急時における生活物資確保に関する協定	H19.1	①㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店、②イオンリテール(株)西日本近畿カンパニー、③マックスパリュ西日本(株)、④コーナン商事(株)ホームストック東条店、⑤㈱エコーブ近畿、⑥㈱ジュンテンドー、⑦みのり農業協同組合	食料、飲料水や生活物資等全般にわたる確保・供給。 TEL・担当 ① 42-4391 ② 06-6457-6111・総務グループ 40-2300・店長・人事総務課長 ③ 082-535-8500・総務部

<改 正 後>

<修正理由>

(福崎高速道路事務所)		
日本赤十字社 (兵庫県支部)	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-5	078-241-9889
日本銀行 (神戸支店)	神戸市中央区京町81	078-334-1111

【指定地方公共機関】～【その他関係機関】 (略)

【小学校・中学校・高等学校・大学】

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
市立 <del>旧</del> 社小学校	社1550	
市立 <del>旧</del> 福田小学校	沢部613-1	
市立 <del>旧</del> 三草小学校	上三草118	
市立 <del>旧</del> 米田小学校	上久米1693	
市立 <del>旧</del> 鴨川小学校	平木1308	
市立滝野東小学校	新町88	48-2037
市立滝野南小学校	高岡949	48-2162
兵庫教育大学附属小学校	山国2013-4	40-2216
市立 <del>社</del> 学園小・中学校	木梨1134-62	42-0004
市立滝野中学校	下滝野761	48-2032
兵庫教育大学附属中学校	山国2007-109	40-2222
市立東条学園小中学校	天神56	47-0024
兵庫県立社高等学校	木梨1356-1	42-2055
国立大学法人兵庫教育大学	下久米942-1	44-2010
北播磨子ども発達支援センター事務組合わかあゆ園	下滝野1283-1	48-3074

3-3～3-9 (略)

## 4 応援協定関係

4-1 主な協定一覧

【市】 (略)

【関係団体等】

加東市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	H30.11	(福)加東市社会福祉協議会	災害ボランティアセンターの設置及び運営。 TEL 42-2006
緊急時における生活物資確保に関する協定	H19.1	①㈱銀ビルストアー ボンマルシェ社店、②イオンリテール(株)西日本近畿カンパニー、③マックスパリュ西日本(株)、④コーナン商事(株)ホームストック東条店、⑤㈱エコーブ近畿、⑥㈱ジュンテンドー、⑦みのり農業協同組合	食料、飲料水や生活物資等全般にわたる確保・供給。 TEL・担当 ① 42-4391 ② 06-6457-6111・総務グループ 40-2300・店長・人事総務課長 ③ 082-535-8500・総務部

社学園小・中学校  
開校に伴い、修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

			42-4520（社店） 46-2000（東条店） ④ 40-8558 ⑤ 072-676-3300・本社 48-2269（滝野店） ⑥ 40-2038（社店） ⑦ 42-5141				42-4520（社店） 46-2000（東条店） ④ 40-8558 ⑤ 072-676-3300・本社 48-2269（滝野店） ⑥ 40-2038（社店） ⑦ 42-5141	
災害時における応急対策業務に関する協定	H31.4	①株大功組、②株横山建設工業、③壺井造園、④株藤原組	緊急水防作業、交通確保に係る土砂撤去、人命救助等の緊急作業の実施。 TEL・担当 ① 48-2038	災害時における応急対策業務に関する協定	H31.4	①株大功組、②株横山建設工業、③壺井造園、④株藤原組	緊急水防作業、交通確保に係る土砂撤去、人命救助等の緊急作業の実施。 TEL・担当 ① 48-2038	
	R2.4	⑤有木田建設、⑥藤本重工、⑦クニヨリ建設、⑧株岸本組、⑨株アクトファースト、⑩ヨリフジ建設株	② 42-3854 ③ 42-2580 ④ 42-0668 ⑤ 42-2575 ⑥ 42-0831 ⑦ 46-1100		R2.4	⑤有木田建設、⑥藤本重工、⑦クニヨリ建設、⑧株岸本組、⑨株アクトファースト、⑩ヨリフジ建設株	② 42-3854 ③ 42-2580 ④ 42-0668 ⑤ 42-2575 ⑥ 42-0831 ⑦ 46-1100	
	R2.6	⑪株基泰組	⑧ 42-0558 ⑨ 38-7730 ⑩ 44-0111 ⑪ 42-2400		R2.6	⑪株基泰組	⑧ 42-0558 ⑨ 38-7730 ⑩ 44-0111 ⑪ 42-2400	
災害時等における相互協力に関する協定	H24.8	西日本高速道路株関西支社福岡高速道路事務所	応急対策及び復旧業務の実施に関する資機材等の提供、敷地等の利用。 TEL 0790-22-4903	災害時等における相互協力に関する協定	H24.8	西日本高速道路株関西支社福岡高速道路事務所	応急対策及び復旧業務の実施に関する資機材等の提供、敷地等の利用。 TEL 0790-22-4903	
災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定	H25.10	①（福）すみれ福祉会、②（福）健睦会、③（医）春日野会、④株リブネット	福祉避難所の設置・運営。 TEL・事業所 ① 43-0222・社すみれ園	災害時等における福祉避難所の設置運営に関する協定	H25.10	①（福）すみれ福祉会、②（福）健睦会、③（医）春日野会、④株リブネット	福祉避難所の設置・運営。 TEL・事業所 ① 43-0222・社すみれ園	
	H25.11	⑤株ふくわ、⑥株こみなみ、⑦株ハートフルライフサポート小島、⑧株心のんびりライフ、⑨ダイアイネットワーク株、⑩（同）大樹、⑪メディカル・ケア・サービス関西（株）、⑫（福）日の出福祉会、⑬（福）成蹊会	② 48-1726・フロイデ滝野 ③ 48-2666・サンスマイル北野 ④ 45-9070・緑陽館 ⑤ 38-7062・ふく福 ⑥ 42-7777・こみなみ、うれし野 ⑦ 42-1083・ハートフル・デイサービス小島		H25.11	⑤株ふくわ、⑥株こみなみ、⑦株ハートフルライフサポート小島、⑧株心のんびりライフ、⑨ダイアイネットワーク株、⑩（同）大樹、⑪メディカル・ケア・サービス関西（株）、⑫（福）日の出福祉会、⑬（福）成蹊会	② 48-1726・フロイデ滝野 ③ 48-2666・サンスマイル北野 ④ 45-9070・緑陽館 ⑤ 38-7062・ふく福 ⑥ 42-7777・こみなみ、うれし野 ⑦ 42-1083・ハートフル・デイサービス小島	
	H28.10	⑭（福）でんでん虫の会	⑧ 44-3585・四つ葉さがし ⑨ 40-2777・みくさ介護ステーション		H28.10	⑭（福）でんでん虫の会	⑧ 44-3585・四つ葉さがし ⑨ 40-2777・みくさ介護ステーション	
	R2.3	⑮（福）加東市社会福祉協議会	⑩ 47-5016・大樹 ① 47-6510・愛の家グループホーム東条 ⑫ 46-2111・伽の里、しんじょ ⑬ 48-4727・桃李園 ⑭ 46-0873・でんでん虫の家		R2.3	⑮（福）加東市社会福祉協議会	⑩ 47-5016・大樹 ① 47-6510・愛の家グループホーム東条 ⑫ 46-2111・伽の里、しんじょ ⑬ 48-4727・桃李園 ⑭ 46-0873・でんでん虫の家	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

			⑮ 42-2006・市社会福祉協議会				⑮ 42-2006・市社会福祉協議会		
災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定	H25.3	NPO法人日本レスキュー協会	災害救助犬、セラピードッグの出動。 TEL 072-770-4900		災害時における災害救助犬およびセラピードッグの出動に関する協定	H25.3	NPO法人日本レスキュー協会	災害救助犬、セラピードッグの出動。 TEL 072-770-4900	
播磨連携広域協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.5	日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力に関する こと。道路損傷等による 連絡責任者：滝野河高局 TEL 48-3388		播磨連携広域協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定	H25.5	日本郵便(株)近畿支社	災害時における相互協力に関する こと。道路損傷等による 連絡責任者：滝野河高局 TEL 48-3388	
災害時における物資提供等の協力に関する協定	H28.6	王子コンテナ(株)兵庫工場	ダンボールベッドの供給。 TEL 48-0770		災害時における物資提供等の協力に関する協定	H28.6	王子コンテナ(株)兵庫工場	ダンボールベッドの供給。 TEL 48-0770	
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28.10	兵庫県行政書士会	行政書士及びその会員による行政 士業務の協力。 TEL 078-371-6361		大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	H28.10	兵庫県行政書士会	行政書士及びその会員による行政 士業務の協力。 TEL 078-371-6361	
災害時における支援協力に関する協定	H30.6	(一社)兵庫県LPガス協会東播支部	L Pガス及び燃焼機器等の供給。 連絡責任者：東播支部長		災害時における支援協力に関する協定	H30.6	(一社)兵庫県LPガス協会東播支部	L Pガス及び燃焼機器等の供給。 連絡責任者：東播支部長	
加東市と兵庫県信用組合との包括連携協定に関する協定	H30.4	兵庫県信用組合	安全・安心のまちづくりに関するこ と。 TEL 078-391-6322		加東市と兵庫県信用組合との包括連携協定に関する協定	H30.4	兵庫県信用組合	安全・安心のまちづくりに関するこ と。 TEL 078-391-6322	
加東市と株式会社みなと銀行との包括連携に関する協定	H30.11	(株)みなと銀行	安全・安心のまちづくりに関するこ と。 TEL 078-333-3235		加東市と株式会社みなと銀行との包括連携に関する協定	H30.11	(株)みなと銀行	安全・安心のまちづくりに関するこ と。 TEL 078-333-3235	
加東市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域創生に関する連携協定	H30.12	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	防災・災害対策に関すること。 担当部署：神戸支店 西脇支社 TEL 22-7911		加東市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との地域創生に関する連携協定	H30.12	あいおいニッセイ同和損害保険(株)	防災・災害対策に関すること。 担当部署：神戸支店 西脇支社 TEL 22-7911	
加東市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定	H31.4	大塚製薬(株)	医薬品、経口補水液、栄養補給食品 等の物資提供、被災時でも使用可能 な自販機の設置。 担当部署：大阪支店（防災） TEL 06-6441-6532		加東市と大塚製薬株式会社との連携と協力に関する協定	H31.4	大塚製薬(株)	医薬品、経口補水液、栄養補給食品 等の物資提供、被災時でも使用可能 な自販機の設置。 担当部署：大阪支店（防災） TEL 06-6441-6532	
災害に係る情報発信等に関する協定	R2.5	ヤフー(株)	災害に備え、市民に対して必要な情 報を提供、かつ市の行政機能の低下 を軽減。 TEL 03-6898-6763		災害に係る情報発信等に関する協定	R2.5	ヤフー(株)	災害に備え、市民に対して必要な情 報を提供、かつ市の行政機能の低下 を軽減。 TEL 03-6898-6763	
災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	R2.6	公友不動産(株) (ホテルグリーンプラザ東条湖)	大規模災害時における高齢者等配 慮が必要な方の長期避難所。 TEL 47-1355 44-1300・宿泊課フロント		災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定	R2.6	公友不動産(株) (ホテルグリーンプラザ東条湖)	大規模災害時における高齢者等配 慮が必要な方の長期避難所。 TEL 47-1355 44-1300・宿泊課フロント	
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	R2.6	(株)ゼンリン関西支社	地図製品等の提供。 住宅地図5冊、大判広域地図5部 TEL 078-252-3299		災害時における地図製品等の供給等に関する協定	R2.6	(株)ゼンリン関西支社	地図製品等の提供。 住宅地図5冊、大判広域地図5部 TEL 078-252-3299	
災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	R2.6	(一社)兵庫県トラック協会	避難所等へ物資や資機材の輸送。 連絡先：北播支部 TEL 27-1056		災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	R2.6	(一社)兵庫県トラック協会	避難所等へ物資や資機材の輸送。 連絡先：北播支部 TEL 27-1056	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

災害時における物資等の輸送に関する協定	R2.7	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	避難所等へ物資等の輸送。 TEL 078-975-3200	災害時における物資等の輸送に関する協定	R2.7	赤帽兵庫県軽自動車運送協同組合	避難所等へ物資等の輸送。 TEL 078-975-3200	字句の修正
災害時における物資輸送等に関する協定	R2.7	ヤマト運輸株式会社姫路主管支店	防災備蓄品や物資の避難所等への配送、物資拠点施設の運営補助や荷役作業。 TEL 078-253-6802	災害時における物資輸送等に関する協定	R2.7	ヤマト運輸株式会社姫路主管支店	防災備蓄品や物資の避難所等への配送、物資拠点施設の運営補助や荷役作業。 TEL 078-253-6802	
災害時における毛布及びタオルの供給に関する協定	R2.7	足立織物株式会社	避難所等へ毛布及びタオルの供給。 TEL 32-0437	災害時における毛布及びタオルの供給に関する協定	R2.7	足立織物株式会社	避難所等へ毛布及びタオルの供給。 TEL 32-0437	
災害時における災害用トイレ等の供給に関する協定	R2.8	ケンキュー株式会社	簡易トイレ等の供給。 TEL 084-954-2600	災害時における災害用トイレ等の供給に関する協定	R2.8	ケンキュー株式会社	簡易トイレ等の供給。 TEL 084-954-2600	
災害時における機能復旧業務応援に関する協定	R2.8	兵庫県電気工事工業組合支部	市有施設の電気設備に異常が発生した場合における機能復旧業務。 TEL 48-4903	災害時における機能復旧業務応援に関する協定	R2.8	兵庫県電気工事工業組合支部	市有施設の電気設備に異常が発生した場合における機能復旧業務。 TEL 48-4903	
災害時における無人航空機の運用に関する協定	R2.8	①（一社）地域再生・防災ドローン活用推進協会、②（株）サクシード、③（一社）ドローン撮影クリエイターズ協会	災害情報の収集。 TEL・担当 ① 06-6809-7031 ② 079-556-7770 ③ 075-606-6865	災害時における無人航空機の運用に関する協定	R2.8	①（一社）地域再生・防災ドローン活用推進協会、②（株）サクシード、③（一社）ドローン撮影クリエイターズ協会	災害情報の収集。 TEL・担当 ① 06-6809-7031 ② 079-556-7770 ③ 075-606-6865	
災害時における避難所の運営支援に関する協定	R2.9	（公社）加東市シルバー人材センター	避難所施設内での物資仕分け供給等の運営補助。 TEL 43-9110	災害時における避難所の運営支援に関する協定	R2.9	（公社）加東市シルバー人材センター	避難所施設内での物資仕分け供給等の運営補助。 TEL 43-9110	
災害時におけるボランティア支援に関する協定	R2.9	加東ライオンズクラブ	災害ボランティアの支援。 TEL 42-1440	災害時におけるボランティア支援に関する協定	R2.9	加東ライオンズクラブ	災害ボランティアの支援。 TEL 42-1440	
緊急避難場所としての施設等の指定及び利用に関する協定	R2.9	スリーボンドファインケミカル株式会社	緊急避難場所として敷地及び施設の提供。 連絡先：加東工場 TEL 47-5588	緊急避難場所としての施設等の指定及び利用に関する協定	R2.9	スリーボンドファインケミカル株式会社	緊急避難場所として敷地及び施設の提供。 連絡先：加東工場 TEL 47-5588	
災害時における電気自動車等の支援に関する協定	R2.12	①兵庫三菱自動車販売株式会社、②三菱自動車工業株式会社	電気自動車の貸与 ① 078-976-6666 ② 03-3456-1111	災害時における電気自動車等の支援に関する協定	R2.12	①兵庫三菱自動車販売株式会社、②三菱自動車工業株式会社	電気自動車の貸与 ① 078-976-6666 ② 03-3456-1111	
緊急時における物資等の供給支援に関する協定	R3.1	アイリスオーヤマ株式会社	食料、飲料水や生活物資等全般にわたる確保・供給 TEL 078-334-4849	緊急時における物資等の供給支援に関する協定	R3.1	アイリスオーヤマ株式会社	食料、飲料水や生活物資等全般にわたる確保・供給 TEL 078-334-4849	
災害時避難所における間仕切り等の供給に関する協定	R3.1	太陽工業株式会社	間仕切り等の供給 TEL 06-6306-3033	災害時避難所における間仕切り等の供給に関する協定	R3.1	太陽工業株式会社	間仕切り等の供給 TEL 06-6306-3033	
緊急避難場所及び避難所の指定に関する協定	R3.2	株式会社マルヤナギ小倉屋	緊急避難場所及び避難所として敷地及び施設の提供 連絡先：大門工場 TEL 42-7621	緊急避難場所及び避難所の指定に関する協定	R3.2	株式会社マルヤナギ小倉屋	緊急避難場所及び避難所として敷地及び施設の提供 連絡先：大門工場 TEL 42-7621	
災害時における支援物資の輸送等に関する協定	R3.11	佐川急便株式会社	避難所等への支援物資の輸送、物資拠点施設における荷役作業。 TEL 03-3699-3340	災害時における支援物資の輸送等に関する協定	R3.11	佐川急便株式会社	避難所等への支援物資の輸送、物資拠点施設における荷役作業。 TEL 03-3699-3340	
災害時における物資優先支援に関する協定	R4.7	兵庫県石油商業組合加東支部	ガソリン、軽油、灯油、重油の供給	災害時における物資優先支援に関する協定	R4.7	兵庫県石油商業組合加東支部	ガソリン、軽油、灯油、重油の供給	
災害時における連携協力に関する協定	R5.7	兵庫県弁護士会	弁護士及びその会員による弁護士業務の協力。	災害時における連携協力に関する協定	R5.7	兵庫県弁護士会	弁護士及びその会員による弁護士業務の協力。	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

			TEL 078-341-7061
災害時における物資供給に関する協定	R5. 8	NPO法人コメリ災害対策センター	作業関係・日用品等の物資供給 TEL 025-371-4185
災害時における宿泊施設利用に係る協定	R5. 12	ルートインジャパン(株) (ホテルルートイン加東)	災害時における避難・生活に配慮が必要な方の避難場所。 TEL 0795-40-2101
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

5 消防体制

5-1 消防の体制 (略)

5-2 消防機関の現有設備

種 類	加東消防署	消防団
小型動力ポンプ	2	2
小型動力ポンプ付積載車		72
消防ポンプ自動車	1	6
水槽付消防ポンプ自動車	2	
化学消防ポンプ自動車	1	
屈折はしご付消防自動車	1	
指揮車	1	1
災害支援車	1	
高規格救急自動車	3	
司令車	1	
連絡車	1	
査察車	1	
資機材搬送車	1	
ボートトレーラー	1	
ボート (エンジン搭載)	2	
簡易デジタル無線	25	172
消防無線 (移動系)	16	
_____	_____	_____
_____	_____	_____
救助用資機材 (一式)	1	

<改 正 後>

			TEL 078-341-7061
災害時における物資供給に関する協定	R5. 8	NPO法人コメリ災害対策センター	作業関係・日用品等の物資供給 TEL 025-371-4185
災害時における宿泊施設利用に係る協定	R5. 12	ルートインジャパン(株) (ホテルルートイン加東)	災害時における避難・生活に配慮が必要な方の避難場所。 TEL 0795-40-2101
災害時における被災者相談業務の実施に関する協定	R6. 2	兵庫県司法書士会	司法書士による被災者支援のための相談業務
災害時における車両の貸渡に関する協定	R7. 12	一般社団法人兵庫県レンタカー協会	災害時の公用車不足解消のための車両の優先貸渡

5 消防体制

5-1 消防の体制 (略)

5-2 消防機関の現有設備

種 類	加東消防署	消防団
小型動力ポンプ	2	2
小型動力ポンプ付積載車		72
消防ポンプ自動車	1	6
水槽付消防ポンプ自動車	2	
化学消防ポンプ自動車	1	
はしご付消防ポンプ自動車	1	
指揮車	1	1
災害支援車	1	
高規格救急自動車	3	
司令車	1	
連絡車	1	
査察車	1	
資機材搬送車	1	
ボートトレーラー	1	
ボート (エンジン搭載)	2	
簡易デジタル無線	0	172
移動局無線装置	16	
携帯型移動局無線装置	16	
400MHz 無線電話装置	22	
救助用資機材 (一式)	1	

<修正理由>

協定締結に伴い追記

加東消防署からの意見により、修正

6 医療機関

名 称	加東市民病院	連絡先	TEL 0795-42-5511
代表者	院長		FAX 0795-42-4740 (医事課)、6216 (総務課)
担 当	総務課	郵便番号	673-1451
組 織	災害対策本部 病院事業部 医療班 病院長 → 薬局長 → 薬剤師 ↓ 事務局長 → 総務課長 → 施設用度係 (衛生材料担当)		
体 系			
役 割	1 医薬品等の供給斡旋 (1) 薬事業務の調整 (2) 医薬品等の調整 (3) 医薬品等の確保	2 薬事情報の収集、提供 (1) 災害対策本部との連絡 (2) 救護所等の医薬品情報 (3) 搬送ルート確保	
時系列 対 応 品 目	1 救急処置用(発災後3日間) 輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等 2 急性疾患用(4日以降) 風邪薬、嗽薬、整腸剤、抗不安剤等 3 慢性疾患用(避難所の長期化) 糖尿病、高血圧等への対応		
備 考	[原則] 1 医療等に必要医薬品等 市内及び近隣薬局又は平常時の購入業者より調達する。必要に応じて小野加東薬剤師会に協力を求める。院内で保管している医薬品について可能な限り供出を行う。 【医薬品取引業者】 (株)メディセオ 西脇営業所 西脇市寺内345 TEL:0795-22-2195、FAX:0795-23-4478 (株)ケーエスケー 滝野店 加東市下滝野1丁目110 TEL:0795-48-5201、FAX:0795-48-2030 アルフレッサ(株) 加古川支店 加古川市加古川町河原426-1 TEL:0794-23-5731、FAX:0794-22-1923 フロンティア薬局 加東店 加東市家原86-5 TEL:0794-42-8110		

6 医療機関

名 称	加東市民病院	連絡先	TEL 0795-42-5511
代表者	院長		FAX 0795-42-6216 (総務課)
担 当	総務課	郵便番号	673-1451
組 織	災害対策本部 病院事業部 医療班 病院長 → 薬局長 → 薬剤師 ↓ 事務局長 → 総務課長 → 施設用度係 (衛生材料担当)		
体 系			
役 割	1 医薬品等の供給斡旋 (1) 薬事業務の調整 (2) 医薬品等の調整 (3) 医薬品等の確保	2 薬事情報の収集、提供 (1) 災害対策本部との連絡 (2) 救護所等の医薬品情報 (3) 搬送ルート確保	
時系列 対 応 品 目	1 救急処置用(発災後3日間) 輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等 2 急性疾患用(3日以降) 風邪薬、 <u>うがい薬</u> 、整腸剤、抗不安剤等 3 慢性疾患用(避難所の長期化) 糖尿病、高血圧等への対応		
備 考	[原則] 1 医療等に必要医薬品等 市内及び近隣薬局又は平常時の購入業者より調達する。必要に応じて小野加東薬剤師会に協力を求める。院内で保管している医薬品について可能な限り供出を行う。 【医薬品取引業者】 (株)メディセオ 西脇支店 西脇市寺内345 TEL:0795-22-2195、FAX:0795-23-4478 (株)ケーエスケー 滝野支店 加東市下滝野1丁目110 TEL:0795-48-5201、FAX:0795-48-2030 アルフレッサ(株) 加古川支店 加古川市加古川町河原426-1 TEL:079-423-5731、FAX:079-422-1923 フロンティア薬局 加東店 加東市家原86-5 TEL:0795-42-8110		

市防災計画との整合を図るため等の修正

時点修正

## 7 避難所関係

### 7-1 避難所一覧

番号	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	階数	収容可能人員 (屋内)	区分 災害	
								地震	風水害
1	○	○	社公民館	木梨 1134-60	42-2600	2	103	○	○
2	○	○	社武道館	木梨 1131	42-5761	1	169	○	○
3	○	○	明治館	社 777	42-8180	1	64		○
4	○	○	社学園小中学校	木梨 1134-62	42-0004 42-0152	4	2,303	○	○
5	○	○	旧社小学校	社 1550	42-0004	3	573	○	○
6	○	○	社高等学校	木梨 1356-1	42-2055	3	604	○	○
7	○	○	兵庫県立教育研修所	山国 2006-107	42-3100	3	708	○	○
8	○	○	社第一体育館	沢部 613-1	-	1	206	○	○
9	○	○	旧福田小学校	沢部 613-1	42-1043	3	273	○	○
10	○	○	社児童館「やしろこどものいえ」	東古瀬 477-1	42-8543	1	64	○	○
11	○	○	旧米田小学校	上久米 1693	44-0004	3	262	○	○
12	○	○	兵庫教育大学	下久米 942-1	44-2010	1	488	○	○
13	○	○	兵庫教育大学附属小学校体育館	山国 2013-4	40-2216	1	225	○	○
14	○	○	兵庫教育大学附属中学校体育館・武道場	山国 2007-109	40-2222	1	314	○	○
15	○	○	旧三草小学校	上三草 118	42-0221	2	279	○	○
16	○	○	やしろ国際学習塾	上三草 1175	42-7700	4	274	○	
17	○	○	上鴨川多目的集会施設	上鴨川 392	45-1026	1	52	○	○
18	○	○	下鴨川公民館	下鴨川 209-1	45-1116	1	10		○
19	○	○	かもがわ交流セミナーハウス	下鴨川 260-3	45-0288	1	18	○	○
20	○	○	平木公民館	平木 224-1	45-0300	2	53		○
21	○	○	滝野東小学校	新町 88	48-2037	3	591	○	○
22	○	○	滝野体育センター	上滝野 1167-5	48-5833	2	292	○	○
23	○	○	上滝野公民館	上滝野 1167-1	48-0680	2	91		○
24	○	○	滝野中学校	下滝野 761	48-2032	3	459	○	
25	○	○	地域交流センター	下滝野 1369-1	48-3007	2	68	○	○
26	○	○	滝野図書館	下滝野 1369-2	48-3003	3	91	○	○
27	○	○	滝野公民館（情報交流館）	下滝野 1369	48-3073	2	119		○

## 7 避難所関係

### 7-1 避難所一覧

番号	指定緊急避難場所	指定避難所	名称	所在地	電話番号	階数	収容可能人員 (屋内)	区分 災害	
								地震	風水害
1	○	○	社公民館	木梨 1134-60	42-2600	2	103	○	○
2	○	○	社武道館	木梨 1131	42-5761	1	169	○	○
3	○	○	明治館	社 777	42-8180	1	64		○
4	○	○	社学園小中学校	木梨 1134-62	42-0004 42-0152	4	2,303	○	○
5	○	○	旧社小学校	社 1550	42-0004	3	573	○	○
6	○	○	社高等学校	木梨 1356-1	42-2055	3	604	○	○
7	○	○	兵庫県立教育研修所	山国 2006-107	42-3100	3	708	○	○
8	○	○	社第一体育館	沢部 613-1	-	1	206	○	○
9	○	○	旧福田小学校	沢部 613-1	42-1043	3	273	○	○
10	○	○	社児童館「やしろこどものいえ」	東古瀬 477-1	42-8543	1	64	○	○
11	○	○	旧米田小学校	上久米 1693	44-0004	3	262	○	○
12	○	○	兵庫教育大学	下久米 942-1	44-2010	1	488	○	○
13	○	○	兵庫教育大学附属小学校体育館	山国 2013-4	40-2216	1	225	○	○
14	○	○	兵庫教育大学附属中学校体育館・武道場	山国 2007-109	40-2222	1	314	○	○
15	○	○	旧三草小学校	上三草 118	42-0221	2	279	○	○
16	○	○	やしろ国際学習塾	上三草 1175	42-7700	4	274	○	
17	○	○	上鴨川多目的集会施設	上鴨川 392	45-1026	1	52	○	○
18	○	○	下鴨川公民館	下鴨川 209-1	45-1116	1	10		○
19	○	○	かもがわ交流セミナーハウス	下鴨川 260-3	45-0288	1	18	○	○
20	○	○	平木公民館	平木 224-1	45-0300	2	53		○
21	○	○	滝野東小学校	新町 88	48-2037	3	591	○	○
22	○	○	滝野体育センター	上滝野 1167-5	48-5833	2	292	○	○
23	○	○	上滝野公民館	上滝野 1167-1	48-0680	2	91		○
24	○	○	滝野中学校	下滝野 761	48-2032	3	459	○	
25	○	○	地域交流センター	下滝野 1369-1	48-3007	2	68	○	○
26	○	○	滝野図書館	下滝野 1369-2	48-3003	3	91	○	○
27	○	○	滝野公民館（情報交流館）	下滝野 1369	48-3073	2	119		○

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

28	○	○	滝野児童館（きらら）	下滝野 1369-2	48-0765	2	63		○
29	○	○	滝野総合公園体育館（幼化 <sup>ア</sup> ）	河高 4007	48-2566	2	444	○	○
30	○	○	河高交流センター	河高 4026-3	48-5691	1	94		○
31	○	○	滝野南小学校	高岡 949	48-2162	3	341	○	○
32	○	○	東条文化会館（コスミックホール）	天神 66	47-1500	3	53	○	
33	○	○	コミュニティセンター東条会館	掬鹿谷 56	47-0044	2	223	○	
34	○	○	南山活性化支援施設（ミナクル）	南山 1 丁目 4-2	20-6245	1	91	○	○
35	○	○	道の駅とうじょう	南山 1 丁目 5-1	47-2400	1	17		○
36	○	○	岡本公民館	岡本 247-1	46-2020	1	61		○
37	○	○	東条西ふれあい館	吉井 298	46-0044	3	241	○	○
38	○	○	藪公民館	藪 133	46-0592	1	56		○
39	○	○	砂子公会堂	新定 191-2	-	1	24		○
40	○		スリーボンドファインケミカル株式会社 加東工場	南山 6 丁目 3-11	47-5588	2	827	○	○
41	○	○	家原公民館	家原 365-1	42-4430	2	64	○	○
42	○	○	大畑公民館	大畑 459-2	-	1	40	○	
43	○	○	株式会社マルヤナギ小倉屋大門工場	大門 67	42-7621	2	30	○	
44	○	○	東条学園小中学校	天神 56	47-0024	5	※	○	○
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※東条学園小中学校の収容可能人数は、地震災害時 1, 2 1 1 人であるが、風水災害時は、大体育館のみ使用するため 2 8 6 人である。

※地震災害時の収容可能人数計 1 1, 9 8 1 人（3 3 緊急避難場所）

※風水災害時の収容可能人数計 1 0, 6 2 9 人（3 8 緊急避難場所）

※収容可能人数については、1 人/3 m<sup>2</sup>で算出した人数である。

## 8 交通規制・緊急輸送関係

8-1～8-4 (略)

### 8-5 緊急輸送道路一覧（県・市指定）

緊急輸送道路一覧（県指定） (略)

緊急輸送道路一覧（市指定）

接続対象指定 拠点避難所	市指定路線	備考 (接続対象路線)	管理者
旧市立米田小学校	(一)西脇口吉川神戸線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県
旧市立三草小学校	(一)西脇口吉川神戸線	一般国道 372 号との接続	兵庫県
兵庫教育大学	(市)大学前久米線	(主)西脇三田線との接続	加東市
兵庫教育大学附属小・中学	(一)厚利社線	一般国道 372 号との接続	兵庫県

<改 正 後>

<修正理由>

28	○	○	滝野児童館（きらら）	下滝野 1369-2	48-0765	2	63		○
29	○	○	滝野総合公園体育館（幼化 <sup>ア</sup> ）	河高 4007	48-2566	2	444	○	○
30	○	○	河高交流センター	河高 4026-3	48-5691	1	94		○
31	○	○	滝野南小学校	高岡 949	48-2162	3	341	○	○
32	○	○	東条文化会館（コスミックホール）	天神 66	47-1500	3	53	○	
33	○	○	コミュニティセンター東条会館	掬鹿谷 56	47-0044	2	223	○	
34	○	○	南山活性化支援施設（ミナクル）	南山 1 丁目 4-2	20-6245	1	91	○	○
35	○	○	道の駅とうじょう	南山 1 丁目 5-1	47-2400	1	17		○
36	○	○	岡本公民館	岡本 247-1	46-2020	1	61		○
37	○	○	東条西ふれあい館	吉井 298	46-0044	3	241	○	○
38	○	○	藪公民館	藪 133	46-0592	1	56		○
39	○	○	砂子公会堂	新定 191-2	-	1	24		○
40	○		スリーボンドファインケミカル株式会社 加東工場	南山 6 丁目 3-11	47-5588	2	827	○	○
41	○	○	家原公民館	家原 365-1	42-4430	2	64	○	○
42	○	○	大畑公民館	大畑 459-2	-	1	40	○	
43	○	○	株式会社マルヤナギ小倉屋大門工場	大門 67	42-7621	2	30	○	
44	○	○	東条学園小中学校	天神 56	47-0024	5	※	○	○
45	○	○	山国公民館	山国 839	27-9080	1	131	○	○

※東条学園小中学校の収容可能人数は、地震災害時 1, 2 1 1 人であるが、風水災害時は、大体育館のみ使用するため 2 8 6 人である。

※地震災害時の収容可能人数計 1 2, 1 1 2 人（3 4 緊急避難場所）

※風水災害時の収容可能人数計 1 0, 7 6 0 人（3 9 緊急避難場所）

※収容可能人数については、1 人/3 m<sup>2</sup>で算出した人数である。

## 8 交通規制・緊急輸送関係

8-1～8-4 (略)

### 8-5 緊急輸送道路一覧（県・市指定）

緊急輸送道路一覧（県指定） (略)

緊急輸送道路一覧（市指定）

接続対象指定 拠点避難所	市指定路線	備考 (接続対象路線)	管理者
旧市立米田小学校	(一)西脇口吉川神戸線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県
旧市立三草小学校	(一)西脇口吉川神戸線	一般国道 372 号との接続	兵庫県
兵庫教育大学	(市)大学前久米線	(主)西脇三田線との接続	加東市
兵庫教育大学附属小・中学	(一)厚利社線	一般国道 372 号との接続	兵庫県

新規指定に伴い、  
追記

新規指定に伴い、  
修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

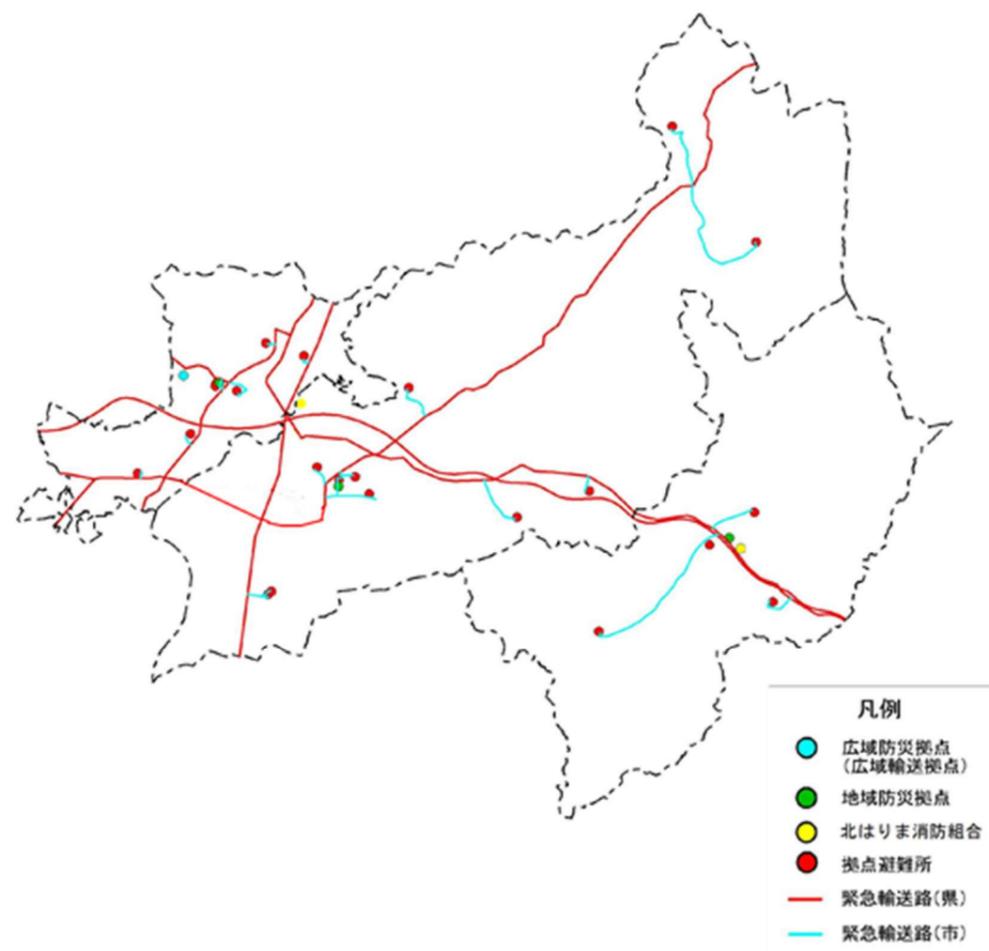
<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

校				校				
社高等学校	(一)厚利社線	一般国道 372 号との接続	兵庫県	社高等学校	(一)厚利社線	一般国道 372 号との接続	兵庫県	輸送道路の見直しに伴い、修正
市立社学園小・中学校	(市)社外環状線 (市)状ヶ池学校線	一般国道 372 号との接続	加東市	市立社学園小・中学校	(市)状ヶ池学校線	一般国道 372 号との接続	加東市	
旧市立社小学校	(市)社環状線	一般国道 372 号との接続	加東市	旧市立社小学校	(市)社環状線 (市)社中央線	一般国道 372 号との接続	加東市	
社第一体育館	(一)大門小田線	一般国道 175 号との接続	兵庫県	社第一体育館	(市)学校南坊線 (一)大門小田線	一般国道 175 号との接続	兵庫県 加東市	
旧市立福田小学校	(一)大門小田線	一般国道 175 号との接続	加東市	旧市立福田小学校	(一)大門小田線	一般国道 175 号との接続	加東市	
市立滝野東小学校	(市)新町稲尾線	一般国道 175 号との接続	加東市	市立滝野東小学校	(市)新町稲尾線	一般国道 175 号との接続	加東市	
地域交流センター 滝野図書館	(一)下滝野市川線	(一)市場多井田線との接続	兵庫県	地域交流センター 滝野図書館	(市)庁舎 1 号線 (一)市場多井田線	(一)下滝野市川線との接続	兵庫県 加東市	
滝野体育センター	(市)上滝野公民館線	(一)下滝野市川線との接続	加東市	滝野体育センター	(市)上滝野公民館線 (一)市場多井田線	(一)下滝野市川線との接続	兵庫県 加東市	
市立滝野中学校	(市)河高下滝野線	(一)下滝野市川線との接続	加東市	市立滝野中学校	(市)河高下滝野線 (市)下滝野西線	(一)下滝野市川線との接続	加東市	
市立滝野南小学校	(市)高岡南北 1 号線	一般国道 372 号との接続	加東市	市立滝野南小学校	(市)赤山河高線 (市)高岡南北 1 号線	一般国道 372 号との接続	加東市	
滝野総合公園体育館	(一)市場多井田線	一般国道 372 号との接続	兵庫県	滝野総合公園体育館	(市)工業団地 1 号線 (一)市場多井田線	一般国道 372 号との接続	兵庫県 加東市	
道の駅とうじょう	(主)はりま東条インター線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県	道の駅とうじょう	(一)平木南山線 (主)ひょうご東条インター線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県	
東条文化会館(コスミックホール)	(主)小野藍本線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県	東条文化会館(コスミックホール)	(主)小野藍本線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県	
コミュニティセンター東条会館	(市)掬鹿谷長井線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県 加東市	コミュニティセンター東条会館	(市)天神黒谷線 (市)掬鹿谷長井線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県 加東市	
東条西ふれあい館	(主)小野藍本線 (市)厚利吉井線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県 加東市	東条西ふれあい館	(主)小野藍本線 (市)厚利吉井線	(主)西脇三田線との接続	兵庫県 加東市	
				北播磨県民局	(市)社具原線	一般国道 175 号との接続	加東市	
				加東警察署	(市)社具原線	一般国道 175 号との接続	加東市	
				青野原駐屯地	(市)高岡西山線 (市)高岡桜台線	一般国道 372 号との接続	加東市	
				旧滝野庁舎	(一)市場多井田線 (市)庁舎 1 号線	(一)下滝野市川線との接続	兵庫県 加東市	

8-6 緊急輸送道路ネットワーク図



8-7~8-8 (略)

9 水・食料・物資関係

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧  
別紙の通り

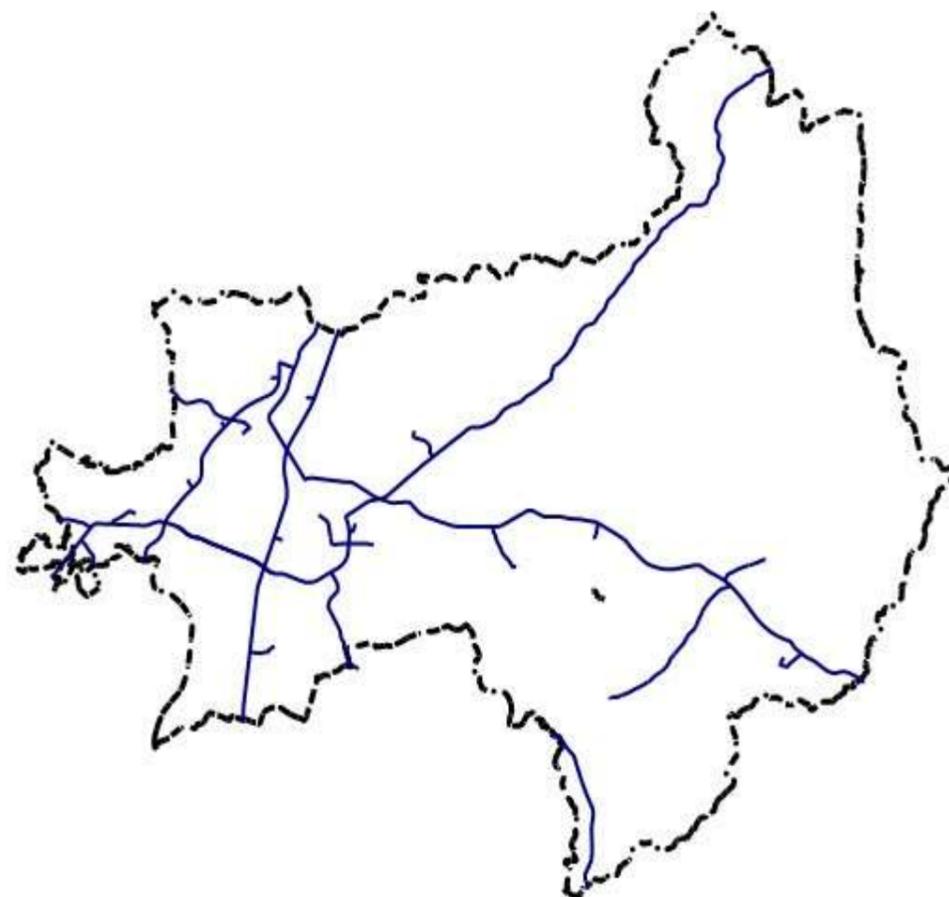
9-2 災害対策用機械配備状況 (略)

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

給水用施設の貯蔵水量

所在地	施設名称	最大貯水量
山国	広沢浄水場	5,500 m <sup>3</sup>
山国	高区配水池	7,000 m <sup>3</sup>
山国	中区配水池	3,000 m <sup>3</sup>

8-6 緊急輸送道路ネットワーク図



8-7~8-8 (略)

9 水・食料・物資関係

9-1 防災備蓄資器（機）材及び備蓄物資一覧  
別紙の通り

9-2 災害対策用機械配備状況 (略)

9-3 給水用施設の貯蔵水量及び給水用資機材の保有状況

給水用施設の貯蔵水量

所在地	施設名称	最大貯水量
山国	広沢浄水場	400 m <sup>3</sup>
山国	高区配水池	7,000 m <sup>3</sup>
山国	中区配水池	3,000 m <sup>3</sup>

貯水量見直しに伴い、修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

社	ステラパーク貯水槽	200 m <sup>3</sup>
嬉野東	嬉野東配水池	131 m <sup>3</sup>
上鴨川	上鴨川配水池	165 m <sup>3</sup>
平木	平木配水池	163 m <sup>3</sup>
やしろ台	やしろ台配水池	168 m <sup>3</sup>
下滝野	扇山配水池	300 m <sup>3</sup>
下滝野	滝野文化会館駐車場貯水槽	40 m <sup>3</sup>
光明寺	光明寺配水池	3.4 m <sup>3</sup>
河高	黒石山配水池	2,000 m <sup>3</sup>
秋津	秋津浄水場	2,740 m <sup>3</sup>
秋津	秋津配水池	1,500 m <sup>3</sup>
南山	南山配水池	2,300 m <sup>3</sup>
永福	永福配水池	1,000 m <sup>3</sup>
岩屋	岩屋配水池	1,070 m <sup>3</sup>

給水用資機材の保有状況

種 類	容量(リットル)	数 量	保 管 施 設
給水タンク	2,000	2 台	広沢浄水場
	1,000	1 台	滝野
ポリ容器	20	200 個	広沢浄水場
	18	18 個	滝野
貨物自動車	—	1 台	滝野
—	—	—	—

9-4～9-5 (略)

## 10 医療・保健・福祉関係

### 10-1 要配慮者利用施設

【医療施設】病院、診療所（有床に限る）

施 設 名	診療科目	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災 害警戒 区域
加東市民病院	総合	家原 85	42-5511		
ふるもとクリニック	消化・外・内	社 105-6	40-0202		
森下クリニック	内・小児	社 512-1	42-0024		
吉川医院	内・消化	社 823	42-0105		
こざる皮膚科クリニック	皮・アレ	社 117-1	40-2121		
嬉野診療所	内・外・放・リハ	山国 2014-239	42-8477		
うらべ耳鼻咽喉科医院	耳・気食	上中 2-24	42-5537	0.5～3.0m未満	
山形整形外科	整外・リハ・リウマチ・ 外・麻	上中 2-73	42-3215	0.5～3.0m未満	

<改 正 後>

社	ステラパーク貯水槽	200 m <sup>3</sup>
嬉野東	嬉野東配水池	131 m <sup>3</sup>
上鴨川	上鴨川配水池	165 m <sup>3</sup>
平木	平木配水池	163 m <sup>3</sup>
やしろ台	やしろ台配水池	168 m <sup>3</sup>
下滝野	扇山配水池	300 m <sup>3</sup>
下滝野	滝野文化会館駐車場貯水槽	40 m <sup>3</sup>
光明寺	光明寺配水池	3.4 m <sup>3</sup>
河高	黒石山配水池	2,000 m <sup>3</sup>
秋津	秋津浄水場	200 m <sup>3</sup>
秋津	秋津配水池	1,500 m <sup>3</sup>
南山	南山配水池	2,300 m <sup>3</sup>
永福	永福配水池	1,000 m <sup>3</sup>
岩屋	岩屋配水池	1,070 m <sup>3</sup>

給水用資機材の保有状況

種 類	容量(リットル)	数 量	保 管 施 設
給水タンク	1,000	1 台	広沢浄水場
ポリ容器	18	18 個	滝野
貨物自動車	—	1 台	滝野
飲料水用袋	6	200 袋×9 箱	広沢浄水場

9-4～9-5 (略)

## 10 医療・保健・福祉関係

### 10-1 要配慮者利用施設

【医療施設】病院、診療所（有床に限る）

施 設 名	診療科目	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災 害警戒 区域
加東市民病院	総合	家原 85	42-5511		
ふるもとクリニック	消化・外・内	社 105-6	40-0202		
森下クリニック	内・小児	社 512-1	42-0024		
吉川医院	内・消化	社 823	42-0105		
こざる皮膚科クリニック	皮・アレ	社 117-1	40-2121		
嬉野診療所	内・外・放・リハ	山国 2014-239	42-8477		
うらべ耳鼻咽喉科医院	耳・気食	上中 2-24	42-5537	0.5～3.0m未満	
山形整形外科	整外・リハ・リウマチ・ 外・麻	上中 2-73	42-3215	0.5～3.0m未満	
坂本医院	内・消化・呼吸・循環	上中 3-29	42-6660		

<修正理由>

貯水量見直しに伴い、修正

給水用資機材の見直しに伴い、修正

医療施設見直しによる修正



【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

＜現 行＞

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

ミライノデンタルクリニック	歯科	上中 3-5	42-1966		
山田歯科医院	歯科	喜田 254-1	42-6302		

【社会福祉施設】高齢者施設

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災 害警戒 区域
デイサービスふく福	通所介護	社 1536-1	38-7062		
小規模多機能ホームこみなみうれし野	小規模多機能型居宅介護	山国 574	42-7777		
デイサービスセンターこみなみうれし野	認知症対応型通所介護	山国 574	42-7777		
特定非営利活動法人デイホームあやとり	通所介護	野村 894	42-6320	3.0～5.0m未満	
社すみれ園デイサービスセンター	通所介護	藤田 944-27	43-0222		
特別養護老人ホーム社すみれ園	介護老人福祉施設	藤田 944-27	43-0222		
社すみれホーム	認知症対応型共同生活介護	藤田 944-27	43-0222		
メイフラワーデイサービス	通所介護	屋度 736-262	42-1083		
四つ葉さがし通所介護事業所	通所介護	下久米 1344-1	44-3585	0.5～3.0m未満	
みくさ介護ステーション	通所介護	上三草 958-81	40-2777		
特別養護老人ホームフロイデ滝野	介護老人福祉施設	下滝野 1283-37	48-1726		
フロイデ滝野デイサービスセンター	通所介護	下滝野 1283-37	48-1726		
グループホームたきの苑	認知症対応型共同生活介護	下滝野 508-1	48-0276	5.0～10.0m未満	
在宅支援小規模多機能マイハウスみのり	小規模多機能型居宅介護	河高 2538-1	48-0600	5.0～10.0m未満	
特定非営利活動法人デイハウス憩い	通所介護	新町 231	45-9511	3.0～5.0m未満	
介護老人保健施設サンスマイル北野	通所リハビリテーション	北野 55-1	48-2666	3.0～5.0m未満	
介護老人保健施設サンスマイル北野	介護老人保健施設	北野 55-1	48-2666	3.0～5.0m未満	
サービス付き高齢者向け住宅緑陽館	特定施設入居者生活介護	北野 55-2	45-9070	3.0～5.0m未満	
伽の里デイサービスセンター	通所介護	天神 608	47-5500		
高齢者総合ケア福祉施設	介護老人福祉施設	天神 608	47-5500		

【社会福祉施設】高齢者施設

施設名	区分	住 所	電話番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災 害警戒 区域
デイサービスふく福	通所介護	社 1536-1	38-7062		
小規模多機能ホームこみなみうれし野	小規模多機能型居宅介護	山国 574	42-7777		
デイサービスセンターこみなみうれし野	認知症対応型通所介護	山国 574	42-7777		
特定非営利活動法人デイホームあやとり	通所介護	野村 894	42-6320	3.0～5.0m未満	
社すみれ園デイサービスセンター	通所介護	藤田 944-27	43-0222		
特別養護老人ホーム社すみれ園	介護老人福祉施設	藤田 944-27	43-0222		
社すみれホーム	認知症対応型共同生活介護	藤田 944-27	43-0222		
メイフラワーデイサービス	通所介護	屋度 736-262	42-1083		
四つ葉さがし通所介護事業所	通所介護	下久米 1344-1	44-3585	0.5～3.0m未満	
みくさ介護ステーション	通所介護	上三草 958-81	40-2777		
特別養護老人ホームフロイデ滝野	介護老人福祉施設	下滝野 1283-37	48-1726		
フロイデ滝野デイサービスセンター	通所介護	下滝野 1283-37	48-1726		
在宅支援小規模多機能マイハウスみのり	小規模多機能型居宅介護	河高 2538-1	48-0600	5.0～10.0m未満	
特定非営利活動法人デイハウス憩い	通所介護	新町 231	45-9511	3.0～5.0m未満	
介護老人保健施設サンスマイル北野	通所リハビリテーション	北野 55-1	48-2666	3.0～5.0m未満	
介護老人保健施設サンスマイル北野	介護老人保健施設	北野 55-1	48-2666	3.0～5.0m未満	
サービス付き高齢者向け住宅緑陽館	特定施設入居者生活介護	北野 55-2	45-9070	3.0～5.0m未満	
伽の里デイサービスセンター	通所介護	天神 608	47-5500		
高齢者総合ケア福祉施設伽の里	介護老人福祉施設	天神 608	47-5500		
デイサービス大樹	通所介護	黒谷 1206-193	47-5016		

高齢者施設見直しによる修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

伽の里					
デイサービス大樹	通所介護	黒谷 1206-193	47-5016		
愛の家グループホームとうじょう	認知症対応型共同生活介護	南山 3-23-27	47-6510		
四つ葉さがし通所介護事業所南山	通所介護	南山 5-19-6	21-1497		
小規模多機能型居宅介護事業所しんじょ	小規模多機能型居宅介護	新定 559-1	46-2100	3.0~5.0m未満	
レポートやしろデイサービスセンター	通所介護	社 25	43-0416		
リハ&ケアステーションハッピースマイル	通所介護	下滝野 1285-23	39-9016		
はびねす滝野通所介護事業所	通所介護	下滝野 1283-1	21-9034		
加東市東条デイサービスセンター	通所介護	岡本 1571-1	46-0913	0.5~3.0m未満	
介護老人保健施設ケアホームかとう	通所リハビリテーション	家原 130	42-5177		
介護老人保健施設ケアホームかとう	介護老人保健施設	家原 130	42-5177		
社福祉センター	福祉センター	社 26	42-2006		
旧滝野福祉センター「はびねす滝野」	福祉センター	下滝野 1283-1	48-0800		
東条福祉センター「とどろき荘」	福祉センター	岡本 1571-1	46-0914	3.0~5.0m未満	

【社会福祉施設】障害者施設

施設名	区分	住 所	電話 番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒 区域
くりえいと	生活介護	社 25	42-8588		
ツナガリ	就労継続支援 (B型)	社 160-2	27-7222		
アルファ作業所	地域活動支援センター	社 482-1	42-7947		
かのん	就労継続支援 (B型)	社 1487-2	43-8855		
地球のなかま	就労継続支援 (B型)	山国 2032-14	38-7888		
つつじ会作業所	就労継続支援 (B型)	家原 813-1	42-4966	3.0~5.0m未満	
C i e l o	就労継続支援 (B型)	下滝野 3-175	48-0018	5.0~10.0m未満	
M i s o l a	生活介護	下滝野 748-2	48-1381	5.0~10.0m未満	
ともに	生活介護	下滝野 1283-1	21-9063		
厚生寮	共同生活援助	北野 713	48-3208		
彩光	就労継続支援 (B型)	天神 363-1	47-2515	3.0~5.0m未満	
りんでんの家	共同生活援助	永福 560-133	20-6380		
マイマイHOUSE	共同生活援助	横谷 679	46-2655		
あっと	生活介護	岡本 1571-1	46-1887	3.0~5.0m未満	

<改 正 後>

愛の家グループホームとうじょう	認知症対応型共同生活介護	南山 3-23-27	47-6510		
四つ葉さがし通所介護事業所南山	通所介護	南山 5-19-6	21-1497		
小規模多機能型居宅介護事業所しんじょ	小規模多機能型居宅介護	新定 559-1	46-2100	3.0~5.0m未満	
リハ&ケアステーションハッピースマイル	通所介護	下滝野 1285-23	39-9016		
はびねす滝野通所介護事業所	通所介護	下滝野 1283-1	21-9034		
加東市東条デイサービスセンター	通所介護	岡本 1571-1	46-0913	0.5~3.0m未満	
介護老人保健施設ケアホームかとう	通所リハビリテーション	家原 130	42-5177		
介護老人保健施設ケアホームかとう	介護老人保健施設	家原 130	42-5177		
社福祉センター	福祉センター	社 26	42-2006		
旧滝野福祉センター「はびねす滝野」	福祉センター	下滝野 1283-1	48-0800		
東条福祉センター「とどろき荘」	福祉センター	岡本 1571-1	46-0911	3.0~5.0m未満	

【社会福祉施設】障害者施設

施設名	区分	住 所	電話 番号	浸水想定区域 (最大規模降雨)	土砂災害警戒 区域
くりえいと	生活介護	社 25	42-8588		
ツナガリ	就労継続支援 (B型)	社 160-2	27-7222		
アルファ作業所	地域活動支援センター	社 482-1	42-7947		
かのん	就労継続支援 (B型)	社 1487-2	43-8855		
地球のなかま	就労継続支援 (B型)	山国 2032-14	38-7888		
つつじ会作業所	就労継続支援 (B型)	家原 813-1	42-4966	3.0~5.0m未満	
C i e l o	就労継続支援 (B型)	下滝野 3-175	48-0018	5.0~10.0m未満	
M i s o l a	生活介護	下滝野 748-2	48-1381	5.0~10.0m未満	
ともに	生活介護	下滝野 1283-1	21-9063		
厚生寮	共同生活援助	北野 713	48-3208		
彩光	就労継続支援 (B型)	天神 363-1	47-2515	3.0~5.0m未満	
りんでんの家	共同生活援助	永福 560-133	20-6380		
マイマイHOUSE	共同生活援助	横谷 679	46-2655		
あっと	生活介護	岡本 1571-1	46-1887	3.0~5.0m未満	

<修正理由>

障害者施設見直しに伴う修正

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

＜現 行＞

日中一時たごころ	日中一時支援	岡本 1571-1	46-1887	3.0～5.0m未満	
でんでん虫の家	就労継続支援（B型）	吉井 610-7	46-2070	3.0～5.0m未満	
パン工房カラコル	就労継続支援（B型）	吉井 768-5	46-0873	3.0～5.0m未満	
ケアホームあんも	短期入所、共同生活援助	吉井 777-1	46-1552	3.0～5.0m未満	
桃李園	救護施設	稲尾 383-40	48-4727		
放課後等デイサービスふらっふ	放課後等デイサービス	社 1126-1	27-8730		
つばめ会	児童発達支援、放課後等デイサービス	社 659	42-8655		
闘竜舎	放課後等デイサービス	社 1487-1	27-8881		
こすもす園	保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	福吉 180	38-8480	3.0～5.0m未満	
放課後等デイサービス事業所「はばたき」	放課後等デイサービス	上滝野 2129	20-6394		
CieloKids 滝野	放課後等デイサービス	下滝野 3-175	48-0018	5.0～10.0m未満	
北播磨子ども発達支援センター事務組合わかゆ園	医療型児童発達支援、保育所等訪問支援	下滝野 1283-1	48-3074		
_____	_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	_____	
_____	_____	_____	_____	_____	

【社会福祉施設】こども園、保育所、アフタースクール～【学校施設】幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学（略）

1 1 建築物関係（略）

1 2 災害救助法関係

12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

＜改 正 後＞

＜修正理由＞

日中一時たごころ	日中一時支援	岡本 1571-1	46-1887	3.0～5.0m未満	
でんでん虫の家	就労継続支援（B型）	吉井 610-7	46-2070	3.0～5.0m未満	
パン工房カラコル	就労継続支援（B型）	吉井 768-5	46-0873	3.0～5.0m未満	
ケアホームあんも	短期入所、共同生活援助	吉井 777-1	46-1552	3.0～5.0m未満	
桃李園	救護施設	稲尾 383-40	48-4727		
放課後等デイサービスふらっふ	放課後等デイサービス	社 1126-1	27-8730		
つばめ会	児童発達支援、放課後等デイサービス	社 659	42-8655		
闘竜舎	放課後等デイサービス	社 1487-1	27-8881		
こすもす園	保育所等訪問支援、放課後等デイサービス	福吉 180	38-8480	3.0～5.0m未満	
放課後等デイサービス事業所「はばたき」	放課後等デイサービス	上滝野 2129	20-6394		
CieloKids 滝野	放課後等デイサービス	下滝野 3-175	48-0018	5.0～10.0m未満	
北播磨子ども発達支援センター事務組合わかゆ園	医療型児童発達支援、保育所等訪問支援	下滝野 1283-1	48-3074		
<u>クラージュ</u>	<u>放課後等デイサービス</u>	<u>岡本 1561</u>	<u>20-4300</u>	<u>0.5～3.0m未満</u>	
<u>ふらっふねくすと</u>	<u>放課後等デイサービス</u>	<u>社 1126-1</u>	<u>27-8730</u>		
<u>富味</u>	<u>就労継続支援（A型）</u>	<u>上滝野 2066</u>	<u>48-0207</u>	<u>5.0～10.0m未満</u>	
<u>Get 訪問介護 岡本</u>	<u>居宅介護、重度訪問介護</u>	<u>岡本 1538</u>	<u>40-8388</u>	<u>3.0～5.0m未満</u>	
<u>訪問介護ステーション きらっと</u>	<u>居宅介護</u>	<u>天神 535</u>	<u>20-2191</u>		
<u>グループホームソレイユ 社</u>	<u>共同生活援助</u>	<u>社 74-2</u>	<u>0794-60-7537</u>		
<u>グループホームコロポックル壺番館</u>	<u>共同生活援助</u>	<u>ひろのが丘 3-12</u>	<u>20-3676</u>		

【社会福祉施設】こども園、保育所、アフタースクール～【学校施設】幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学（略）

1 1 建築物関係（略）

1 2 災害救助法関係

12-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

(令和5年6月16日現在)					(令和7年4月1日現在)					災害救助法改正に伴い、修正
救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考	
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内  高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能	避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内  高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能	
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内  高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法律第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 360円以内  高齢者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法律第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上	
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費  ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内	応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額1戸当たり 7,089,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費  ○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内	
			災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2 供与期間は建設型応急住宅と同				災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2 供与期間は建設型応急住宅と同	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

										様		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者	1人1日当たり	災害発生の日から	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	7日以内							
	2 住家に被害を受け、又は災害により炊事のできない者	1,230円以内										
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から		輸送費、人件費は別途計上						
				7日以内								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額						
		2 下記金額の範囲内		10日以内		2 現物給付に限る。						
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上	1人増すごとに加算			
		全壊	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000			
		全壊	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600			
流失	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700					
半壊	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700					
床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700					
床上浸水	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700					
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費		災害発生の日から		患者等の移送費は、別途計上						
		2 病院又は診療所・国民健康保健診療報酬の額以内		14日以内								
		3 施術者・協定料金の額以内										
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費		分べんした日から		妊婦等の移送費は、別途計上						
		2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		7日以内								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。						
	2 生死不明の状態にある者			3日以内		2 輸送費、人件費は、別途計上						
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり		災害発生の日から								
		50,000円以内		10日以内								
		・合成樹脂シート、ロープ、土のう等緊急の修理に必要な資材費										
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分		災害発生の日から		3ヶ月以内						
		1 世帯当たり		3ヶ月以内		(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28						
	2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊(焼)した者	1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊(焼)の被害を受けた世帯		第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28		706,000円以内						
		2 半壊(焼)に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯		24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28		343,000円以内						

										様		
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者	1人1日当たり	災害発生の日から	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)	7日以内							
	2 住家に被害を受け、又は災害により炊事のできない者	1,390円以内										
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費		災害発生の日から		輸送費、人件費は別途計上						
				7日以内								
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から		1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額						
		2 下記金額の範囲内		10日以内		2 現物給付に限る。						
		区 分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上	1人増すごとに加算			
		全壊	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500			
		全壊	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300			
流失	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900					
半壊	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900					
床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900					
床上浸水	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900					
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費		災害発生の日から		患者等の移送費は、別途計上						
		2 病院又は診療所・国民健康保健診療報酬の額以内		14日以内								
		3 施術者・協定料金の額以内										
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費		分べんした日から		妊婦等の移送費は、別途計上						
		2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額		7日以内								
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者	当該地域における通常の実費		災害発生の日から		1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。						
	2 生死不明の状態にある者			3日以内		2 輸送費、人件費は、別途計上						
被災した住宅の応急修理	住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり		災害発生の日から								
		53,900円以内		10日以内								
		・合成樹脂シート、ロープ、土のう等緊急の修理に必要な資材費										
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊(焼)又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分		災害発生の日から		3ヶ月以内						
		1 世帯当たり		3ヶ月以内		(災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28						
	2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊(焼)した者	1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊(焼)の被害を受けた世帯		第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28		739,000円以内						
		2 半壊(焼)に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯		24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28		358,000円以内						

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

			条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)				条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヶ月以内)		
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は損傷等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。	学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 5,500円 中学校生徒 5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から1ヶ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,100円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。	埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 232,200円以内 小人(12歳未満) 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内  (一時保存) ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり5,500円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。	死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、縫合、消毒等) 1体当たり3,700円以内  (一時保存) ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外： 1体当たり5,900円以内  検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 138,700円以内	災害発生の日から10日以内		災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹林等で、日常生活に著しい支障をおよぼしているものの除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内		救助のための輸送費及び賃	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

【新旧対照表（地域防災計画（資料編））】

<現 行>

<改 正 後>

<修正理由>

金職員等雇上費 （法第4条第1項）	3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分				金職員等雇上費 （法第4条第1項）	3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分					
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額	実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額		
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまで定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。	救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまで定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。		
		イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4					イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4				
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる					※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる						
13～15 (略)					13～15 (略)						